調査のあらまし

1 調査の目的及び沿革

平成 16 年事業所・企業統計調査は,個人経営の農林漁業を除く,全国のすべての事業所を対象としており,事業の種類,経営組織,従業者数などを調査し,我が国における事業所の産業,従業者規模などの基本的な構造を全国及び地域別に明らかにするとともに,各種統計調査のための基礎資料として事業所・企業名簿(母集団資料)を作成し,提供するものである。

この調査は,統計法に基づく指定統計 調査(指定統計第2号)として,昭和22 年に開始され,翌23年に2回目の調査が 行われた。調査は13回目の昭和56年調 査まで3年ごとに実施され,その後,5 年ごとに行われてきており,今回の調査 は,19回目に当たり,平成11年7月1 日現在で実施された事業所・企業統計調 査と同じ簡易調査である。

2 調査の期日

平成16年6月1日現在で実施した。

3 調査の範囲

- (1) 調査の対象は,日本標準産業分類 に掲げる産業に属する事業所のうち, 次に掲げる事業所を除く事業所とし た。
 - ア 「大分類 A 農業」,「大分類 B 林業」,「大分類 C 漁業」に属する事業所で個人経営に係るもの。
 - イ 「大分類 L サービス業」のうち,

「中分類 83 - その他の生活関連サ

- ービス業(小分類番号832の家事サ
- ービス業に限る)及び「中分類 94
- 外国公務」に属する事業所。
- ウ 「大分類 R 公務」に属する事業 所。
- エ 家事労働の傍ら 特に設備を持たず,賃仕事をしている個人の世帯。
- (2) 次の場合は,事業所・企業統計調査でいう事業所に含めない。

ア 収入を得て働く従業者がいない場合。

- イ 休業中で,かつ従業者がいない場合。
- ウ 季節的に営業する事業所で,調査 期日に従業者がいない場合。

4 調査の単位

原則として,単一の経営者が事業を営んでいる1区画の場所を1事業所とし, これを調査の単位とした。単一経営者が, 異なる場所で事業を営んでいる場合は, それぞれの場所ごとに,また,1区画の 場所で異なる経営者が事業を営んでいる 場合は,経営者・事業ごとに1事業所と した。

なお,事業所としての取扱いに関し, 次に掲げるものについては,特例を設け た。

(1) 建設業

作業が行われている工事現場などは, それらを直接管理している本社,支社 などの事業所に含めて調査した。

また,自営の大工,左官,塗装工事・

屋根工事・配管工事・電気工事などの 業者については,工事現場で調査せず, それらの業者の事務所又は自宅で,そ の従業者も含めて調査した。

(2) 運輸業

鉄道,自動車,船舶,航空機などの 運輸業は,管理責任者のいる場所を事 業所とした。

鉄道業については,駅,車掌区,車 両工場などは,それぞれ1事業所とした。

ただし,駅長,区長などの管理責任 者の置かれていない事業所は,管理責任者のいる事業所に含めて調査した。

5 調査の方法

調査は民営事業所を対象とする全数調査で,調査員が調査票を配布し,取集する方法により調査している。

なお,今回の調査は,調査対象の事業 所及び企業の負担を軽減し,より効率的 に調査を実施する観点から,サービス業 基本調査及び商業統計調査と同時に一枚 の調査票で実施した。

6 調查事項

次に掲げる事項について調査した。

- (1) 事業所に関する事項
 - ア 名称及び電話番号
 - イ 所在地
 - ウ 経営組織
 - エ 本所・支所の別
 - 才 開設時期
 - 力 従業者数
 - キ 事業の種類
- (2) 会社企業に関する事項

- ア 資本金額,出資金又は基金の額
- イ 会社全体の常用雇用者数
- ウ 会社全体の主な事業の種類
- * なお,ここでいう「企業」とは,経 営組織が株式会社,有限会社,合名会 社,合資会社及び相互会社であるもの をいう。

7 用語の解説

(1) 事業所

事業所とは,経営活動の場所ごとの 単位であって,原則として次の要件を 備えているものをいう。

- ア 経済活動が 単一の経営主体のもと で一定の場所(一区画)を占めて行 われていること。
- イ 物の生産,サービスの提供が,従業者と設備を有して,継続的に行われていること。

(2) 経営組織

民営

国及び地方公共団体等の事業所を 除く事業所をいう。

個人経営

個人が企業を経営している場合を いう。

法人

法律の規定によって法人格を認められているものが事業を経営している場合をいう。

会 社

株式,有限,合名,合資,相互及び 外国の会社をいう。ここで,外国の会 社とは,外国において設立された法人 の支店,営業所などで,商法の規定に より日本にその事務所等を登記した ものをいう。

会社以外の法人

法人格をもっているもののうち,会社 以外の法人をいう。

法人でない団体

団体であるが法人格をもたないもの をいう。例えば,後援会,防犯協会,学 会,労働組合(法人格をもたないもの) 等が含まれる。

(3) 従業者

従業者とは,調査日現在,当該事業所に所属して働いているすべての人をいう。従って,他の会社や下請け先等の別経営の事業所へ派遣している人も含まれる。なお,当該事業所で働いている人であっても,他の会社や下請け先等の別経営の事業所から派遣されているなど,当該事業所から賃金・給与等が支給されていない人は従業者に含めない。

ただし,個人経営の事業所の家族従業者は,賃金・給与等が支給されていなくても従業者に含まれる。

<おことわり>

次頁の「調査結果の概要」に掲載している調査結果の対前回調査の比較においては,平成13年結果を使用している。

なお,平成 16 年調査は「簡易調査」で実施しており,国,地方公共団体等の機関(乙調査)は調査対象外であったため,平成 13年の数値は「R-公務(他に分類されないもの)」を除いた数値となっている。